

【質問】マイナンバーが医療にも使われると聞きました。詳しく教えてください。

(55歳、会社員男性)

マイナンバー制度

【回答】マイナンバー制度とは、国民一人一人に生涯変わらない12桁の番号を割り付け、「社会保障」「税」「災害対策」の3分野の行政手続きを円滑に行おうとするものです。2016年1月から施行されるに当たり、今年10月から国内に住民票のある人に、簡易書留で通知カードが郵送されます。まずは通知を必ず受け取り、絶対になくさないようにしてください。

医療情報漏えい懸念

当面、マイナンバーの記載を求められるのは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告をはじめ税の手続きなどです。9月3日の衆院本会議では、18年から預金口座にも任意で番号を適用する改正法が可決、成立しました。

併せて、医療にもこのマイナンバーを導入しようとする動きがありますが、実は医師会はこれに強く反対しています。近年は電子カルテや診療報酬請求明細書などの医療情報もかなりデジタルデータ化されるようになってきました。政府はこれらのデ

ジタル化された医療データを用いて、医療の無駄を省き効率化することで、増大する医療費を抑制しようとする考えです。医師会はこのこと自体に反対しているわけではありません。しかし、病気の既往歴や治療歴などは他人に知られ

たくない極めて機微性の高い個人情報です。これらを含む医療に関する個人情報を取らば、特に高度なセキュリティが求められます。ましてやマイナンバー制度により医療情報と税金や社会保障の情報などが一元的にひもづけされてしまうと、万が一、情報が

(県医師会)



したので、将来は銀行でも提示を求められるようになるかもしれません。

そこで日本医師会は、マイナンバー制度とはひもづけされない、医療に特化した「医療等ID」を創設することを提言しています。医療費増加を抑制するため医療の無駄を省くことは大切なことです。一方で、地域の特性や国民感情を無視した情報通信技術（ICT）政策の推進は地域医療に混乱をもたらすだけでなく、医師・患者間の信頼関係を崩壊させることにもつながります。

非常に疑問なのです。

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

質問をどうぞ